

<基本理念について> 5件

番号	意見の概要	市の考え方
142	・個々の活動が活性化することにより、小さな労力で大きな効果があり、そういった個々の活動が増加することで、市民活動が年齢や性別に関係なく参加者が集うものへと発展すると考える。	この条例では、さまざまな市民活動を対象に促進を図ります。情報の支援、人材の育成支援、活動の場の支援、資金的支援といった具体的な方策により、市民活動を行う団体・個人が活動を広げ、あわせてその活動を積極的に公表していくことにより、その活動に賛同し、支援・協力・参加する市民の輪が徐々に広がっていくものと考えています。そうした環境づくりを市民及び事業者との協働で市も行っていきます。
143	・町内会やまちづくりセンターが地域の活動の中心となり、それを専門分野を持つNPOがサポートするという体制が必要。	町内会とNPOは共に公共的な課題に自発的に取り組んでいるという共通項があります。また、両者がある特徴を活かしつつ、互いに連携しながら活動することが、これからの札幌市のまちづくりにとって非常に重要なことであると考えていますので、本条例に基づく支援策を実施していきたいと考えております。
144	・障がい者の市民活動に対する対応、配慮をどうするか、示してほしい。	市民活動全体の促進を図る中で、障がい者も含めたさまざまな市民活動が活発化し、市民一人ひとりのニーズに対応した活動の充実が図られていくものと考えます。
145	・基本理念の「協働の原則」を「協働自治の原則」とし、すべての活動を自治活動と捉えるべき。「市民活動の自主性及び自立性を尊重すること」について、「市民活動の主体性および自立性を尊重すること」とすべき。	市民自治に関する規定については自治基本条例に委ねています。また、本条例では、行為主体に着目した言葉である主体性という言葉ではなく、自主的な意思に着目し、自主性という言葉を使っています。
146	・市民、事業者及び市のコラボを進めようとするならば、市民の権利が守られることが第一である。	「基本理念」における協働の原則は、市民・事業者・市が対等の立場に立ち、お互いを尊重することが前提です。

【2 市民、事業者及び市の役割】 28件

<全体について> 12件

番号	意見の概要	市の考え方
147	・三者の協働に賛成である。特に企業側の情報をどう一般市民に公開させていくか、市の取組が期待される。	この条例では「基本理念」に関係者相互の情報提供、公開を定めており、市としては企業から行われる市民活動への支援や社会貢献活動についての情報を、今後開設予定の市民活動情報ポータルサイトや市民活動フェスティバルで公開していくことを想定しています。こうした取り組みを通じて、企業からのより積極的な情報提供が得られるものと考えています。
148	・行政主導ではなく、企業や活動団体と協働し、横のつながりの強化を図ることで、より効果的な事業ができると思う。	この条例では、市民、事業者及び市の3つの事業主体の役割を明確にするとともに、連携・協力に当たっては「対等の関係」、「相互理解」、「情報の相互提供・公開・共有」、「市民活動の自主性・自立性の尊重」という協働の原則を定めた基本理念に従うものとしております。ご意見に従い、また、ご期待に添えますよう各主体と連携・協力を図り、より効果的な事業を進めていきたいと考えております。
149	・市民活動を行う市民と支援する市民の立場で役割が書かれ、条例は全体で市民活動を支えるという姿勢で書かれており、よいと思う。	

150	<p>・ 3つの主体の役割を明確にし、互いの連携の重要性や関連性についても触れた方がよい。</p>	<p>この条例では、市民、事業者及び市の3つの事業主体の役割を明確にするとともに、連携・協力を当たっては「対等の関係」、「相互理解」、「情報の相互提供・公開・共有」、「市民活動の自主性・自立性の尊重」という協働の原則を定めた基本理念に従うものとしています。また、3つの事業主体が活動を行うに当たっては、事業主体相互の良好な関係も円滑な連携のために重要であると考えています。</p>
151	<p>・ 市民、事業者及び市の役割として、三者が対等の立場に立ち、何かを行っていくという表現が弱い。「対等な立場に立ち、議論を行う」という文言を加えてはどうか。</p>	<p>三者が対等の立場に立ち相互に連携・協力する場合にも、そのかかわり方は様々なものがあります。そのため、この条例では各事業主体の自主性、自立性を尊重することとしており、「相互に連携・協力、理解を深める」という表現にとどめております。しかしながら、三者が同一の目標のもと連携・協力する場合には、相互の自主性を損なわない範囲で、ご意見のように、より強固な目標達成のための体制を築くことも必要であると考えます。</p>
152	<p>・ 個々の位置づけ（市民では主権者市民であること）と役割（主体性を持つものであること）を明確にすべき。</p>	<p>「第1総則」の目的は条例そのものの目的を定めており、個々の位置づけについては、この目的の規定を受けて「第2市民、事業者及び市の役割」において定めています。</p>
153	<p>・ 市民、事業者の役割は既に広く認識されているのか。努力規定と言うには、重要な内容が簡単に書かれすぎている。</p>	<p>平成7年の阪神・淡路大震災における地域の復興の際の町内会・NPOなど市民の自発的活動が注目を集め、平成10年の特定非営利活動促進法が制定されて以降、市民活動を行うものとしての市民やこれを支援する事業者の役割は、広く社会的に認識されてきており、実際に市民活動に関わりをもつ市民、事業者が確実に増加してきています。この条例は、既に市民活動に取り組んでいる市民の方々の広報活動によって、これから市民活動に取り組もうとする市民の方々の自発的な活動を支援するもので、決して市民活動を強制するものではありません。</p>
154	<p>・ 団体での活動には、個人の活動よりも責務が大きいと考えられるため、市民活動団体の役割に関する条項を加えるべき。</p>	<p>市民活動を行うものの中には、個人だけではなく団体も含まれます。</p>
155	<p>・ 事業者自らが、市民活動支援についてPRすることを認めると同時に、行政側が事業者の社会貢献として評価し、市民へ情報を発信するべき。市民もそういった事業者を支援するよう、意識を持っていくことが必要である。</p>	<p>ご意見をいただきましたとおり、事業者からの支援は市民活動を促進させるうえで、非常に重要なものであることから、今後、事業者からの支援の重要性に関する広報手段、事業者の社会的評価の向上につながる具体的な施策について検討していきます。</p>
156	<p>・ 市や事業者からの有形、無形の支援も活動の大きな助けとなる。</p>	
157	<p>・ NPOには、「思い込み」で独りよがりの活動にならないよう、支援側のことを考えた行動をしてもらいたい。</p>	<p>第4条「市民の役割」は、ご意見のとおり自発性が尊重されるべきものであり、強制ではありません。また、この条例では、支援する側、される側の双方が相互に交流を図れるような環境づくりに努めてまいります。</p>
158	<p>・ 理解や支援に対して、市に努力を強制されるような形はよくない。支援する側には自発性を尊重すべき。</p>	

<市民の役割について> 9件

(市民の役割について) 7件

	意見の概要	市の考え方
159	・市民の位置づけをどのように考えるか示してほしい。	この条例では市民の位置づけを2つに分けて考えています。1つは市民活動を直接は行わないものの市民活動の理解者、協力者及び寄附などを通じての間接的な参加者として位置づけられる市民、もう1つは間接的な参加から形を変えて、直接、市民活動を行う市民としての位置づけです。
160	・市民の役割として、「市民活動の促進に協力する」のではなく、「促進に努める」とすべき。また、「まちづくりを担う者としての自覚」を「まちづくりの主体者としての自覚」とすべき。	この役割は、直接、市民活動を行うものとして位置づけられる市民の役割に対して、市民活動を直接行わないものの市民活動の理解者、協力者として位置づけられる市民の役割であると考え、「市民活動の促進に協力するよう努める」として定めたものです。 「まちづくりを担う者」と「まちづくりの主体者」は同義であると考え、よりわかりやすい「まちづくりを担う者」として規定しています。
161	・市民の役割の内容は、市の役割ではないのか。	「市の役割」に定めた「市民活動の促進のための環境づくりに努めます」という規定には、市が市民活動の理解を深め、市民活動に協力するよう努める趣旨も含まれます。
162	・市民の役割として「市民活動の促進に協力するよう努める」とは、具体的にはどのようなことか。市民活動の実施は該当するのか。	市民活動を直接は行わないものの市民活動団体の活動内容を理解して応援者となったり、活動に必要な物品の寄贈や資金的な寄附などを通じて間接的な参加者としての市民活動を行うなどがあげられます。また、直接自らが市民活動を実施することも該当します。
163	・市民の役割として「まちづくりを担う者としての自覚を持ち」の意味が不明。	市民のうち、市民活動を行うものについての役割を定めたものです。町内会活動、NPO活動を行う団体及び個人など市民活動を行う者は、つねにまちづくりを担う者としての社会的責任を認識しながら、市民の期待に応えるように活動の充実を図るとともに、活動内容を市民に知ってもらうよう随時、情報を公開することが市民の理解と協力を得ることにもつながります。また、こうした努力の積み重ねが市民とともにまちづくりに貢献することにもつながると考えられます。
164	・市民の役割の(3)は意味がわからない。	市民のうち市民活動を行うものが他の多くの市民から理解と協力を得られるようにするために自らの活動についての広報活動などを積極的に行うよう努力すべきと定めた規定です。
165	・一般市民と市民活動に携わる市民の役割が同じ項目になっているが、無理があるので章立てをわけるべき。	一般市民が市民活動を直接は行わないものの寄附などを通じて市民活動に協力する場合もあるほか、趣味的な活動を行っている市民がその活動をまちづくりに役立てるような場合など、一般市民と活動を行う市民とははっきり線引きするのは困難なため、「市民の役割」として包括的に定めています。

(市民活動を行う者の役割について) 2件

	意見の概要	市の考え方
166	・町内会等に対しボランティア活動が推進され、役員の負担が増加している。活動の広報等は行政が基本的な方策を講じるべき。	札幌市は、地域における活動のより一層の活発化を図るため、地域において行なわれている様々な活動事例を広く紹介しております。これらのことは今後も継続していきます。 ただ、市民活動に対する市民の方々の理解を深めていくためには、団体自身の積極的な広報活動も必要であると考えております。 札幌市は、条例で定める4つの支援（資金、情報、場、人材）によって各団体が広報活動を行いやすい環境整備を行なってまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。
167	・市民活動団体にとって会員がある程度集まらないと会費による自主事業は「実績の見える活動」「持続可能な活動」とするのは難しい面があるが、市民活動団体も「実績の見える活動」「持続可能な活動」をできるように学習し合い、支援者等の理解、拡大に努めなければならない。	お申し出をいただきました内容は、まさに「市民活動を行うものの役割」の目指すところです。この役割を今後とも引き続き担っていただきますようお願いいたします。

<事業者の役割について> 6件

	意見の概要	市の考え方
168	・事業者の役割が見えてこない。	事業者は、商品やサービスなどを通じて、社会的価値の創造、納税による利益の社会還元、雇用の創出、生活文化の形成への寄与など、すでに一定の社会貢献を果たしてきていますが、今後、地域社会の構成員として、公益的な面で、より一層、社会的役割を果たすことが求められています。 市民活動の促進に関しては、事業者が市民活動の意義に対する理解を深め、「自らが有する資源」としての人材、情報、施設・設備、資金などを活用して、市民活動を支援することが期待されます。
169	・事業者の役割として、積極的に支援に取り組まなければならないような文言にした方がよい。	
170	・事業者の役割は、努力規定では一般的な事業者がどこまで努力してくれるか、という点に疑問が残る。	
171	・事業者の役割を実効性のあるものとするための具体策は何か。	
172	・特に事業者に対して、市民活動を支援することによりイメージアップにつながるというメリットを明確に提示すべき。	
173	・事業者にとっては、支援のメリットが具体的に見える方が支援しやすい。	

<市の役割について> 1件

番号	意見の概要	市の考え方
174	・市の役割として、市民活動を不当な暴力や威圧行為から守ることも表現できるように努力してほしい。	この条例は市民活動を促進することを目的とした条例でありますことから、ご意見にあるようなことはこの条例の範疇外に属する事柄と考えておりますのでご理解下さい。